

## Clovernet モバイル 特約 (MS01\_Ver.20230301)

NECネクサソリューションズ株式会社(以下、乙という。)は、乙による「Clovernet モバイル」の提供条件として、以下の通り特別規約(以下、本特約という。)を定める。

### 第1条 用語の定義

- (1)「Clovernet モバイル 本サービス」とは、本項第3号に定めるインターネット通信を目的とした Clovernet モバイル サービス対象機器を貸与する本特約の第5条に定めるサービスをいう。
  - (2)「Clovernet モバイル 初期サービス」とは、本項第3号に定める Clovernet モバイル サービス対象機器において乙が実施する、Clovernet モバイル 本サービス開始のために必要な準備作業をいう。
  - (3)「Clovernet モバイル サービス対象機器」とは、個別契約において Clovernet モバイル 本サービスの対象として乙が別途指定する電気通信事業者が提供するデータ通信用 SIM カード及び通信用機器をいう。
  - (4)「Clovernet モバイル サービス用通信回線」とは、Clovernet モバイル 本サービスの提供を目的として乙が自己の判断により電気通信事業者から提供を受ける電気通信回線をいう。
  - (5)「蓄積データ」とは、Clovernet モバイル サービス対象機器の内部に保存、蓄積または登録されたメッセージデータ、有償アプリケーション、並びに ID 及びパスワードのことをいう。
  - (6)「甲」とは、本項第8号に定める基本規約、及び本特約を承諾して乙と本項第7項に定める個別契約を締結する法人をいう。
  - (7)「個別契約」とは、乙が甲に提供する Clovernet モバイル 本サービスのメニュー、内容、提供条件、対価その他を定める契約をいう。
  - (8)「基本規約」とは、「Clovernet マネージド VPN サービス利用規約」(<https://www.nec-nexs.com/clovernet/download/>)をいう。
  - (9)「本特約」とは、本書「Clovernet モバイル 特約」をいう。
- 2.本特約において、基本規約で定める用語の意味と本特約で定める用語の意味が異なる場合には、本特約で定める用語の意味を優先して適用するものとする。

### 第2条 本特約の変更

乙は、甲乙間の協議によって、本特約を変更することができる。ただし、緊急止むを得ない場合に限り、乙は甲に通知を送ることで本特約を変更することができる。

2.甲は、前項の変更が甲において著しい不利益を与えるものであると乙が認めた場合、第一項の通知後遅滞なく乙に通知することにより、個別契約を解除することが出来る。

3.本特約の変更方法、甲への通知方法について、基本規約の変更方法に則る。

### 第3条 適用範囲

Clovernet モバイル 本サービスは、基本規約の定めおよび本特約の定めを適用する。

2.基本規約の定めと本特約の定めが異なる場合には、本特約の定めを優先して適用する。本特約の定めと個別契約の定めが異なる場合には、当該個別契約の定めを優先して適用するものとする。

### 第4条 Clovernet モバイル 初期サービス

Clovernet モバイル 初期サービスは、Clovernet モバイル 本サービスを利用するための初期登録と Clovernet モバイル サービス対象機器を指定場所に送付する作業をいう。

2.Clovernet モバイル 初期サービスの実施日(以下、実施日という)は、甲乙協議のうえ個別契約において定める通りとし、Clovernet モバイル サービス対象機器の送付後、乙は速やかに甲に書面で通知する。

3.甲は、前項の書面を受領後ただちに、Clovernet モバイル 初期サービス実施内容を確認するとともに、Clovernet モバイル サービス対象機器が指定場所に送付され、Clovernet モバイル 本サービスの開始が可能であることを確認する。

4. 甲が前項の書面を受領後5日以内に乙に異議を申しでない場合、Clovernet モバイル 初期サービスの検収及び第5条第1項に定める Clovernet モバイル 本サービスのサービス開始日の承諾並びに Clovernet モバイル サービス対象機器の引き渡し完了したものと見做す。

5. 甲は、Clovernet モバイル 初期サービスに要する費用として、乙の定める手数料を乙に対して一括して支払う。

### 第5条 Clovernet モバイル 本サービス

Clovernet モバイル 本サービスの内訳は次の通りとする。

#### (1)回線サービス

Clovernet モバイル サービス用通信回線ならびに Clovernet モバイル サービス対象機器を利用することにより、インターネット接続を可能とする電気通信サービス。

#### (2)運用サービス

Clovernet モバイル サービス用通信回線および Clovernet モバイル サービス対象機器における障害の切り分け、および Clovernet モバイル サービス対象機器をセンドバック形式により復旧支援を行うサービス。尚、稼働状況監視サービスは含まれない。

#### (3)レンタルサービス

Clovernet モバイル サービス対象機器を甲に貸出し、甲の利用に供するサービス。なお、乙は運用サービスに際して、Clovernet モバイル サービス対象機器を後継機もしくは後継

機相当品に交換することが出来るものとし、この場合、利用料金は変更されない。

#### 第6条 利用期間

Clovernet モバイル 本サービスのサービス開始日は、第4条第2項の書面に記載されたサービス開始日とする。ただし個別契約において特に定める場合はこの限りではない。

2. 甲が Clovernet モバイル 本サービスを利用する期間（サービス利用期間という）のうち甲が途中解約を行うことのできない期間(以下、最低利用期間という。)は、サービス開始日から1年間または2年間とする。ただし個別契約で異なる定めをすることを妨げない。

#### 第7条 Clovernet モバイル サービス用通信回線

Clovernet モバイル サービス用通信回線は以下の通りとする。

- ・ Clovernet モバイル(S) データ SIM (1年) 各プラン (注1)
- ・ Clovernet モバイル(S) データ SIM(iOS) (1年) 各プラン (注1)
- ・ Clovernet モバイル(S) データ SIM Wi-Fi セット (2年) 各プラン(注2)

#### 第8条 毀損・紛失等の取扱い及び電池の交換

甲は、Clovernet モバイル サービス対象機器について、理由の如何を問わず紛失等または毀損が発生した場合、直ちに乙に通知するものとする。

2. 前項の場合、甲は、乙が定める書面を乙所定の窓口へ送付し、損害金または修理費または手数料を支払うことで、乙は代替機を甲に貸与するものとする。なお、当該代替機について、紛失等または毀損した Clovernet モバイル サービス対象機器と同機種・同色とは限らず、また、未使用端末とは限らない。当該代替機が同機種ないし同容量(もしくはその両方を含む)等とならなかった場合の利用料金については、請求額は従前の利用料金と同額とする。

3. Clovernet モバイル サービス対象機器を毀損した場合には、乙が代替機を貸与してから4週間以内に、甲は蓄積データ等を消去のうえ、毀損した Clovernet モバイル サービス対象機器を乙所定の場所に送付するものとする。但し、SIMカードの返却は必要ない。

4. 甲は、前項の返却期間内に乙所定の Clovernet モバイル サービス対象機器の返却が為されない場合、乙が定める損害金を乙に支払うものとし、当該損害金の支払いは乙の定める損害賠償の請求を妨げないものとする。なお、毀損の申告後に Clovernet モバイル サービス対象機器の紛失が発生した旨を乙に申告した場合であっても、紛失等の扱いはならない。

5. 甲による前項の損害金の支払い後は、紛失した Clovernet モバイル サービス対象機器を甲が発見した場合であっても、甲は、Clovernet モバイル サービス対象機器の紛失等の通知の取消し及び損害金の返金を請求はできない。

6.甲が Clovernet モバイル サービス対象機器の電池の交換 を希望する場合、甲は事務手数料等を負担することで交換することが出来る。但し、Clovernet モバイル サービス対象機器に係るメーカーにより、電池の交換を行うことができない場合があることを甲は予め了承するものとする。交換された電池は、乙が新たに甲に貸与する電池を発送した日から4週間以内に、甲が自ら運送料を負担することにより、乙所定の窓口へ送付するものとし、(但し、Clovernet モバイル サービス対象機器の電池が内蔵型の場合、電池のみの交換ではなく Clovernet モバイル サービス対象機器自体の交換を行う)、返却期限内に返却が為されない場合、甲は乙所定の損害金を支払わなければならない。

7.乙は、前項の場合のうち、甲から返却された端末が故障だとメーカーにより判断された時、甲にその実費を請求するものとする。

8.甲は、Clovernet モバイル 本サービスを利用ができない場合でも、その利用できない期間に係る利用料金等を支払わなければならない。

#### 第9条 蓄積データ等の管理

甲は、Clovernet モバイル サービス対象機器及び蓄積データ等を第三者に無断で使用されないよう、甲自身の責任において厳格に管理するものとする。

2. 甲は、第8条または第17条において、Clovernet モバイル サービス対象機器を返却する場合、必ず蓄積データを削除してから返却を行わなければならない。乙は、Clovernet モバイル サービス対象機器の返却に際し、甲が蓄積データ等の消去を行わなかったことにより甲または第三者に生じた損害に対し一切の責任を負わない。

3. 乙は、原因の如何を問わず(Clovernet モバイル サービス対象機器の紛失等若しくは毀損による場合、ならびに甲の管理義務違反による場合を含む)、蓄積データ等を一切取り扱わず、蓄積データの漏洩及び不正利用について一切の責任を負わないものとする。

#### 第10条 損害賠償及び免責

甲は自己の責めに帰すべき事由により乙または第三者に損害を与えた場合、賠償する責任を負うものとする。

2. 本条第1項の定めにかかわらず、甲による Clovernet モバイル サービス対象機器の使用または管理に起因して発生したいかなる損害についても、乙は一切責任を負わず、甲が自らの責任と費用負担でこれを処理、解決するものとする。

3. 乙は、Clovernet モバイル サービス対象機器のソフトウェアバージョンアップ等の作業に伴い甲に費用が発生した場合であっても、一切の責任を負わないものとする。

4. 乙は、Clovernet モバイル サービス対象機器のソフトウェアバージョンアップ等の作業を実施したことまたは実施しなかったことに起因する損害について、一切の責任を負わないものとする。

5.乙は本特約ならびに基本規約の定めに従い誠実に個別契約を履行する。ただし、

Clovernet モバイル 本サービスが中断することなく提供されることを保証するものではなく、Clovernet モバイル 本サービスの提供中止、提供停止などによって甲に損害が生じた場合、乙は免責されるものとする。

6. 乙は、甲が利用する Clovernet モバイル サービス対象機器の故障原因として、以下の場合には、代替機の送付義務を免れる。

- (1) 甲の故意または重過失によって生じた故障、盗難、紛失、水漏れ、全損 等(以下総称して「故障等」という)の場合
- (2) 戦争・動乱・暴動等によって生じた故障等の場合
- (3) 詐欺・横領等の犯罪によって生じた故障等の場合
- (4) 公共の機関による差押え、没収等によって生じた故障等の場合
- (5) 地震・噴火・火砕流・津波等の天災によって生じた故障等の場合
- (6) 故障原因等について虚偽の事実を申告または、乙が合理的根拠に基づき虚偽と判断した場合
- (7) 甲が月額使用料その他の債務の支払いを現に怠っている場合

#### 第 11 条 契約者確認

甲は、契約者確認(「携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認など及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律」に基づく本人確認およびこれに準じた事項の確認をいい、以下同じ)を乙が定める方法により行う。甲が係る契約者確認に応じない場合、または契約者確認について虚偽の申述などがあった場合、乙は Clovernet モバイル 本サービスに関する個別契約の申し込みを拒絶し、または Clovernet モバイル 本サービスの利用停止もしくは個別契約を解除できる。

#### 第 12 条 Abuse 条項

甲は、Clovernet モバイル 本サービスの利用に際し、次の行為を行ってはならない。

- (1) 第三者の個人情報を、本人の同意なくまたは詐欺的な手段により採取しまたは開示する行為
- (2) 第三者の管理する掲示板など(ネットニュース、メーリングリスト、チャットなどを含む)において、当該管理者の意向に反する内容または様態で書き込みをする行為
- (3) チェーンメールなどの連鎖的なメール転送を依頼する行為または当該依頼に応じて転送する行為
- (4) 第三者の通信環境の設定を無断で変更し、または変更するプログラムを送信しあるいは送信可能な状態に置く行為。
- (5) ウェブサイト等の電気通信回線または電気通信設備に著しい負荷を及ぼす行為。
- (6) 通信能力に対して過大な量の通信を行うことにより、通信帯域などの情報資源を専有しまたは乙あるいは第三者の電気通信回線または電気通信設備に著しい負荷を及ぼす行為。

(7)消費者契約法その他消費者保護法を目的とした法令に違反する行為。

2.甲による前項各号の行為に関して、本規約第 22 条第 2 項及び第 3 項の定めを適用する。

#### 第 13 条 通信の秘密

乙は甲の同意を得た場合、正当な業務行為に該当する場合、法令の定めに基づいて許容される場合および乙の事業を管轄する監督官庁が示す指針またはガイドラインに基づく場合、Clovernet モバイル 本サービスに係る甲の秘密を知得、利用及び第三者に開示することが出来るものとし、甲はこれに同意する。

#### 第 14 条 乙の秘密情報

甲は Clovernet モバイル 本サービスの利用に関して知り得た乙または提供元の技術情報、サービス内容及び開示に際して乙が秘密である旨を指示する情報について、乙が承諾した場合を除き第三者に開示または漏洩してはならないものとする。

#### 第 15 条 保証の限定

Clovernet モバイル 本サービスは、サービス用通信回線として提供する各提供元の移動無線に係る通信網において、当該提供元の定めに基づき通信の全部または一部の接続ができない場合や接続中の通信が切断される場合、通信の速度に制限がかかる場合があるほか、乙は通信の可用性、通信の遅延その他通信品質について何ら保証しない。乙は当該場合において、甲または第三者に発生した損害について何ら責任を負わない。

#### 第 16 条 乙の解除

乙は、甲が本特約、個別契約または基本規約の条項のいずれかに違反し、当該違反が乙の業務に支障を及ぼす虞があると認められる場合、甲に催告なく通知することにより直ちに Clovernet モバイル 本サービスに係る個別契約を解除することができる。

#### 第 17 条 解約

甲が最低利用期間中に個別契約を途中解約する場合、解約希望日の 1 か月前までに乙の定める書面その他の方法により通知して、乙の承諾を得なければならない。この場合甲は、当該個別契約の最低利用期間の残存期間（1 か月を単位として算出する）に対応する月額費用の合計額を、違約金として解約日までに乙に一括して支払う。

2.前項の解約の場合、甲が解約を申し出てから 4 週間以内に、甲は蓄積データ等を消去のうえ、全ての Clovernet モバイル サービス対象機器を乙所定の場所に送付するものとする。但し、SIM カードは返却する必要はない。

3.乙は、前項で定める返却期限以内に甲が返却を出来ない場合、いかなる理由でも、甲に損害金を請求することができる。

## 第18条 個人情報

甲は、乙がサービス提供を行うために必要とされる場合、その過程において甲の氏名、住所、電話番号、メールアドレスなど（以下「個人情報」という）を乙に提供する。

2.甲は個人情報の提供に際して、乙が定める受渡方法、受渡手順、責任範囲、取扱手順、取扱方法、管理方法、管理体制その他方法（以下「提供方法」という）などに従い、個人情報を提供する。

3.乙は、前項の規定により甲から知り得た個人情報は、乙が別に定める「プライバシーポリシー」に基づき取り扱う。なお、本特約と当該プライバシーポリシーに齟齬がある場合、本特約の定めが優先して適用されるものとする。

4.乙は、次の目的に必要となる範囲内で個人情報を利用する。

(1)Clovernet モバイル 本サービスの提供

(2)第11条に定める契約者確認

5.乙は、甲から提供された個人情報に対し、当該個人情報の管理に必要な措置を講ずるものとし、当該個人情報を第三者に開示、または委託しない。

6.乙は、Clovernet モバイル 本サービスの提供に際して、特定個人情報（「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」第二条第5号に定める個人番号を含む個人情報をいう。）および特定個人情報を含む有体物を一切取り扱わない。

7.甲は、Clovernet モバイル 本サービスの利用に際して、乙に対して特定個人情報の送信、提供等を行わない。

8.甲の故意または過失の有無に関わらず、乙が甲から受領し、または印刷物等の有体物に特定個人情報が含まれていた場合、乙は当該特定個人情報について何らの責任も負わない。

9.甲の故意または過失の有無に関わらず、乙が定める提供方法に従わず甲が個人情報を乙に提供した場合、乙は当該個人情報について何ら責任を負わない。

(注1)Clovernet モバイル(S)の「データ SIM50GB 各プラン」を選択する場合、ソフトバンク株式会社の「3G 通信サービス契約約款」、「4G 通信サービス契約約款」及び「5G 通信サービス契約約款」に適用される利用約款の条項にそれぞれ従う。

(注2)Clovernet モバイル(S)の「データ SIM Wi-Fi セット 各プラン」を選択する場合、ソフトバンク株式会社の「モバイル端末レンタルサービス条項」の条項に従う。